

# 省エネ改修工事をした住宅の 固定資産税が減額されます

## ～熱損失防止改修住宅の減額～

平成20年1月1日以前からある住宅について、平成32年3月31日までの間に、一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る改修工事完了年の翌年度分の固定資産税額の3分の1が減額されます。

### 減額の対象となる住宅は？

- 平成20年1月1日以前からある住宅であること。
- 居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上あること。
- 平成20年4月1日から平成32年3月31日までの間に、次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと（①の工事は必須です）。

- ① 窓の断熱改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）
- ② 床の断熱改修工事
- ③ 天井の断熱改修工事
- ④ 壁の断熱改修工事

注）①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することが必要になります。

- 改修後の住宅の床面積が50㎡以上、280㎡以下であること。
- 改修工事に要した費用が50万円を超えていること。

※国又は地方公共団体からの補助金等の交付等がある場合には、当該省エネ改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額が、1戸あたり50万円を超えていること。

※貸家の用に供する部分は減額されません。

※耐震改修をした住宅に係る固定資産税の減額制度等との併用はできません。



### 減額される期間・額は？

改修工事が完了した年の翌年度分（1月1日完了の場合はその年度分）に限り、当該住宅の一戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税の3分の1が減額されます。

### 減額を受けるための手続きは？

#### 【23区内の住宅】

「固定資産税減額申告書」に必要事項をご記入の上、必要書類（住民票、増改築等工事証明書、家屋平面図、補助金等の交付等がある場合にはその支給決定通知書等）とともに改修工事完了後3か月以内に、当該住宅が所在する区にある都税事務所へ申告してください。なお、申告書に納税義務者の個人番号を記載して提出した時は、納税義務者の住民票を省略することができます。詳しくは23区内の各都税事務所へお問い合わせください。

#### 【23区外の住宅】

当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

減額の対象となる改修工事の内容及び増改築等工事証明書の発行についてのご質問は、改修工事の設計及び工事監理をした建築士等へお問い合わせください。

省エネ改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合、減額される額が固定資産税の3分の2となります。要件・必要書類等については23区内の各都税事務所へお問い合わせください。